

答 申 第 939 号
令和 3 年 5 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和3年4月27日付け神都公第146号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ポートライナー三宮駅の混雑緩和対策に係るカメラの設置による
個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 ポートライナー三宮駅の改札内に設置したカメラで、利用者を撮影し、データの解析をすることは、駅の混雑状況をリアルタイムで配信することが可能となり、ラッシュ時の混雑緩和が期待でき、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

ポータライナー三宮駅の混雑緩和対策に係るカメラの設置による
個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 939

◎は場合により条例第7条第3項に該当する内容を含む

【収集する情報項目】

◎カメラ設置箇所を通過する人物の画像及び撮影日時